T&M第務通信



発行所 社会保険労務士法人 T&M

〒462 - 0844 名古屋市北区清水5 - 9 - 5 TEL:052 - 990 - 8877 FAX:052 - 918 - 7877 http://www.sr-tm.jp E-mail:info@sr-tm.jp

発行人 社会保険労務士 山口 眞

業務内容

就業規則・賃金規程・退職金規程・パート就業規則・嘱託規程 労働時間管理・残業削減コンサル・サービス残業対策 各種労使協定等の作成・届出 助成金の支給申請 嘱託最適賃金提案・メンタルヘルス対策・社長の在職老齢全額受給 健保・厚年・雇用・労災の手続 ASP給与計算(低価格)

CONTENTS

page

- 1 営業職など 600 人に不正適用 裁量労働制で是正勧告
- 2 特集 不法就労となっていませんか? 外国人を雇う際に注意すべきこと
- 4 TOPICS
 - ●過重労働解消相談ダイヤルに 367 件の相談
 - ●介護離職を考えたことがある管理職は47.5%
 - ●働き方改革、社員が職場に望むことは?
 - ●学生の7割超がインターンシップに参加

- **6** すっきりわかる。労災保険 労災保険って、どんなもの?
- 7 人事労務の法律ミニ教室 特定派遣事業者の許可申請、 猶予期間の終了迫る!
- 8 活かしてますか? 就業規則 割増賃金の計算式はていねいに規定しよう

営業職など600人に不正適用

裁量労働制で是正勧告

昨年12月、大手不動産会社が企画 業務型裁量労働制を不正に適用してい たとして、労働局から是正勧告を受け ていたことが明らかになりました。

* * * * *

裁量労働制とは、労働時間の管理を 従業員の裁量にゆだね、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定めた一 定の時間(みなし時間)だけ労働した ものとみなす制度です。みなし時間を もとに給与を計算するため、長時間働 かせても残業代を支払わなくていい制 度と誤解され、不当に利用されるケー スが後を絶ちません。

適用できるケースは限定的

裁量労働制には企画業務型と専門業

務型の2種類があり、企画業務型は、本社などの中枢部門における企画、立案、調査および分析の業務をおこなう労働者に適用できるものです。指針において適用対象となる業務の例/ならない例が具体的に示されており個別の営業活動などは対象となりません。

しかし、冒頭の不動産会社では全社 員約1,900人のうち、営業職など約600人について企画業務型裁量労働 制を不正に適用していました。

専門業務型裁量労働制についても、 適用できる業務が法律で細かく指定されていますが、拡大解釈して本来は適 用できない業務に適用している例が多 く見られます。

また、そもそも裁量的な働き方が許

されていなければならないのに、遅刻 控除をおこなうなど会社が労働時間の 管理をしてしまっているケースもあり ます。

拡大解釈していませんか?

会社に都合よく解釈して裁量労働制 を導入するのはトラブルの元となりま す。違法な運用となっていた場合、裁 判になったときに過去2年分*さかの ぼって実際の残業代を支払うことにな ります。

※過去5年分への延長を検討中。

裁量労働制を導入している企業は、いま一度、違法な運用となっていないかどうか確認してみる必要があるでしょう。

特集 不法就労となっていませんか?

外国人を雇う際に注意すべきこと

人手不足が深刻になる中、外国人労働者の受け入れが拡大されています。特に都市部では外国人が働く姿がよく見られ ます。しかし、外国人を雇用するにあたっては、守らなければならないルールがあります。ルールを破って働かせると不 法就労となり、外国人労働者と事業主の両方に処罰が課されることになります。事業主がルールを理解していないために、 知らないうちに不法就労をさせてしまうケースもあるので注意が必要です。ここでは、外国人を雇う際に知っておくべき 在留資格と就労のルールについて説明しましょう。

外国人の在留資格とは

日本にいる外国人は誰でも自由に日 本で働いてよいわけではありません。 法律によって「在留資格」が定められ ていて、在留資格によって就労できる 人・できない人の区別やできる仕事の 範囲が決まっています (下表参照)。

外国人の在留資格は大きく2つのグ ループに区分されています。1つは「一 定の身分または地位を有する者 | に与 えられる在留資格です。具体的には、 永住者や日本人の配偶者などがこのグ ループに該当します。このグループの 在留資格には就労の制限がなく、日本 人と同様にどんな仕事にも就くことが できます。

もう1つは「日本で一定の活動をお

こなう者」に与えられる在留資格です。 の制限があります。

このグループのうち、就労可能な在 留資格を得るためには、専門的な知識・ 技術を持つ外国人が、日本で専門的な (高度な) 仕事に就くことが必要です。 単純労働に対しては在留資格は許可さ れません。また、美容師や保育士など 専門的な仕事であっても、該当する在 留資格がないという理由で許可されな いこともあります。

不法就労となる3つのパターン

外国人を雇用する事業主として一番 気をつけなければならないのは、不法 就労です。不法就労には次の3つのパ ターンがあります。

- こちらのグループの在留資格には就労
- ②就労が認められていない外国人 (短期 滞在、留学、家族滞在など)が働くパター

働くパターン

①不法滞在者(不法入国者)や在留期限

の切れている人(オーバーステイ)が

③現在の在留資格で認められた範囲を超 えて働くパターン

こうした不法就労者を出さないため に、外国人を雇うときにチェックすべ きことを見ていきましょう。

①不法滞在者やオーバーステイ

不法滞在者やオーバーステイしてい る外国人を雇ってしまうことがないよ うに、外国人の在留カードを見て、在 留資格と在留期間(満了日)を確認す るようにしましょう。不法就労者であ ることを知らなかったとしても、在留 カードを確認していない等の過失があ る場合には処罰の対象となります。

在留カードを持っていないという人 は就労可能な在留資格がない可能性が あります。また、在留カードの満了日 を過ぎている場合は、その在留カード は無効となるため、これらの人を働か せることはできません(3ページ図参 照)。

また、外国人を雇入れた場合は、在 留期間が満了する前に在留期間の更新 手続きがおこなわれるよう注意してお

類 型	在留資格	就労の可否・範囲	収益活動の制限
一定の身分 または 地位を有する者	永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者	就労に制限がない	収益活動可(制限なし)
日本で一定の活動を行う者	外交、公用、教授、芸術、 宗教、報道	与えられた在留資格の	資格外活動の許可が あれば許可された 活動に限って 収益活動可 (外交・公用を除く)
	高度専門職、経営・管理 法律・会計業務、医療、 研究、教育、 技術・人文知識・国際業務、 企業内転勤、介護、興行、 技能、技能実習	範囲内で就労が 認められている (活動が一定の範囲に 特定されている)	
	文化活動、短期滞在 留学、研修、家族滞在	就労が認められていない (就労不可)	
	特定活動	指定された活動の内容による	

かなければなりません。期間が過ぎて も更新を忘れたまま働いているとオー バーステイとなってしまいます。更新 は本人がおこなうものですが、会社の 方でも注意しておきましょう。

②就労不可の外国人

「留学」や「家族滞在」の在留資格 の外国人の在留カードには「就労制限 の有無 就労不可」と書かれており、 原則として働かせることはできませ ん。

ただし、在留カードの裏面の資格外活動許可欄に「許可:原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く」と書かれていれば、その範囲内でアルバイトをすることは可能です。残業も含めてこの時間内に収める必要があります。なお、「留学」の学生については学校の長期休業期間中は1日8時間、週40時間まで働くことが可能です。

もし裏面に何も書かれていなければ 入国管理局から資格外活動許可を得る までアルバイトをさせてはいけませ ん。

観光目的で来日中の外国人の在留資格は「短期滞在」となります。「短期滞在」の人を日本で働かせることはできません。なお、短期滞在者には在留カードが交付されません。

③在留資格の範囲外の仕事

専門的な仕事に就く外国人として在 留資格が許可された人でも、その在留 資格で認められた範囲を超えて働くと 不法就労となってしまいます。

たとえば「技術・人文知識・国際業務」 の在留資格を持つ外国人が、工場で単純労働的な業務に従事したり、副業と してコンビニでレジ担当のアルバイト をするといったことは、「技術・人文 知識・国際業務」の在留資格で認めら れた範囲外の仕事ですから不法就労と



なります。事業主としては、範囲外の 仕事をさせないように注意しなければ なりません。

事業主も処罰される

不法就労があった場合は、外国人だけでなく、不法就労をさせた事業主も処罰の対象になります。3年以下の懲役または300万円以下の罰金が定められており、両方が科されることもあります。

雇用後はハローワークへ届出を

外国人を雇う際の注意点としてさらに、ハローワークへの届出があります。 外国人の雇い入れおよび離職の際に、 ハローワークへ外国人雇用状況の届出 が義務付けられているのです。

外国人が雇用保険に加入する場合は 雇用保険の加入手続きの際に備考欄に 必要事項を記載すれば、この届出をお こなったことになります。雇用保険に 加入しない場合は、外国人雇用状況届 出書を提出しなければなりません。

このほか、外国人が厚生年金に加入 する場合は、資格取得届とあわせて 「ローマ字氏名届」を年金機構に提出 する必要があります。

■ 留学生を新卒採用するには?

外国人留学生を新卒採用したい場合は、在留資格を「留学」から就労可能な資格に変更する手続きが必要です。

在留資格の変更には $1 \sim 3$ ヵ月かかります。特に春は入国管理局が混雑するので早めに申請しましょう。

採用を決めた外国人の在留 資格が取れなかったら?

採用職種に就くことができる在留資格が取れなければ、採用してもその仕事をさせることができません。ですから、採用選考の段階でその在留資格が許可される可能性のある外国人を選ぶ必要があります。学歴や職歴から許可の見込みがわかるので、事前に弁護士や行政書士など専門家に相談しておくとよいでしょう。

また、内定通知書に在留資格が許可 されなかったときは内定を取り消す旨 を記載しておきましょう。

日本国内のほかの会社で働いている外国人が転職して くる場合は?

国内の他社で働いていた外国人であれば、すでに就労可能な在留資格を持っているはずですが、前職とちがう職種で働いてもらう場合は在留資格の変更手続きをしなければなりません。

同じ職種で働く場合でも、自社の採 用職種がその人の在留資格で本当に就 労可能かどうか確認した方が安全で す。入国管理局に「就労資格証明書交 付申請」の手続きをしておきましょう。

TOPICS

過重労働解消相談ダイヤルに 367 件の相談

厚生労働省が、過重労働解消キャンペーンの一環として昨年10月28日に実施した「過重労働解消相談ダイヤル」の相談結果を公表しました。今回寄せられた相談は合計367件でした。

最も多かった相談内容は「長時間労働・過重労働」に関するものが136件(37.0%)、次いで「賃金不払残業」が110件(29.9%)、「パワハラ」が28件(7.6%)となりました。



相談事例

<長時間労働・過重労働>

医薬品販売会社の販売(商業)【40代、労働者】

普段から1日2時間程度の残業をおこなっているが、18時からの2時間分については賃金が支払われていない。残業は遅いときには4時間から5時間にまで及ぶこともあり、実際の残業時間は月100時間を超えている。

また、土曜日のうちに仕事が終わらないため、日曜日も働いており、休日も確保できていない。

<賃金不払残業>

医療機関の検査技師(保健衛生業) 【20代、労働者の家族】

始業前の1時間の残業や終業後の2時間の残業が常態であったが、タイムカードを定時で打刻するよう会社から指示されており、残業代は支払われていない。また、昼の休憩時間も長くても10分程度しか取れていない。

家族からの相談が3割

労働者本人からの相談が 200 件 (54.4%)、家族からの相談が 106 件 (28.8%) でした。

相談が多かった業種は「保健衛生業」 47件(12.8%)、「商業 | 45件(12.2%)、

製造業 41 件 (11.1%) などとなって います。

具体的な相談事例には上のようなも のがあります。

これらの相談のうち、労働基準関係

法令上、問題があると認められる事案 については、相談者の希望を確認した 上で労働基準監督署に情報提供をおこ ない監督指導を実施するなど、必要な 対応をおこなっています。

介護離職を考えたことが ある管理職は 47.5%

人材サービスのアデコは昨年11月、 親族の介護に携わった経験のある管理 職(部長職、課長職)600名を対象に 実施したアンケートの結果を公表しま した。

体力的・精神的な負担

介護経験のある管理職のうち「介護を理由に退職を考えたことがある」人は47.5%。約2割の人は「何度も考えたことがある」と回答しています。退職を考えた理由は「体力・精神的な負担や不安」が20.7%と最も多く、次いで「介護状況の変化、介護を優先したい」が18.2%となっています。一方、退職を考えなかった理由

は「収入面での不 安」(26.0%)が 最多でした。

介護と仕事の両立における不安

については、77.3%の管理職が不安 を感じると回答しています。不安を 感じる理由は「精神的な負担がある」 (50.4%)が最も多く、「同僚・部下 の仕事に影響が出る」(49.8%)、「労 働時間が長く、介護に時間を割けな い」(47.0%)、「体力的な負担がある」 (42.5%)が続いています。

会社の制度は利用しづらい

介護に関連して利用できる会社の制

〈制度を利用しづらいと思う理由は何ですか〉 (n=379、複数回答)



度が「利用しづらい」と回答した管理職は63.2%と半数以上を占め、その背景には「自身の業務に支障が出る」(73.1%)、「部下の業務に支障が出る」(54.1%)などグラフのような理由があがりました。

自分が介護に携わっていることを「職場の上司」に打ち明けた人は71.8%。「職場では誰にも打ち明けていない」という人も13.3%いました。

働き方改革、 社員が職場に望むことは?

日本能率協会は昨年12月、「第8 回ビジネスパーソン1000人調査(働き方改革編)」の結果を公表しました。

働き方改革を実感しているかという 問いに対し、「あまり実感していない」 (41.5%)、「まったく実感していない」 (39.2%)をあわせ、8割を超える人 が働き方改革を実感していないことが わかりました。

実感していない理由として、男女別に見ると、男性では、1位「残業が減らないから」(29.8%)、2位「有給休暇が取りにくいから」(28.2%)、3位「生産性が向上しないから」(27.4%)となっています。女性では、1位「正社員と非正規社員の給料の格差がなくならないから」(37.7%)、「有給休暇が

取りにくいから」(28.1%)、 3位「管理者が働き方改 革に積極的ではないから」 (19.4%) となりました。

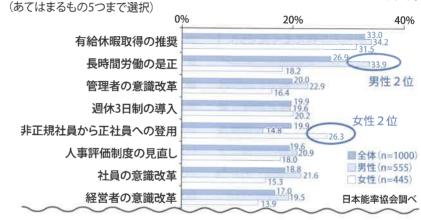
有給休暇と長時間労働の他に…

「働き方改革」に向け、今後職場に望むことは、男女共に1位が「有給休暇取得の推奨」(33.0%)で最多でした。

次に多かったのは、男性では「長時間 労働の是正」(33.9%)、女性は「非正 規社員から正社員への登用」(26.3%) となっています。

有給休暇の取得促進や長時間労働の 是正など、労働時間の削減だけでは問 題が解決しないことが推察できます。

「働き方改革」に向け、あなたの職場では、今後どのようなことに重点をおいてほしいですか。



学生の7割超が インターンシップに参加

就職・転職サービスのマイナビが昨年11月、「2017年度マイナビ大学生インターンシップ調査」の結果を公表しました。

調査回答時**までに、インターンシップに「参加したことがある」学生は72.2%と、2014年の調査開始以来、初めて7割を超えました。応募や申し込みをした社数の平均は4.5社となっています。

※調査期間 2017 年 9 月 29 日~ 10 月 13 日

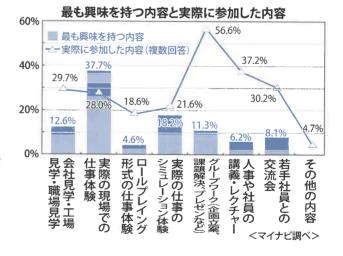
1~3日が参加しやすい

学生が考える参加しやすいと思 うインターンシップの期間は「1日 (50.0%)」が最も多く、次いで「2~ 3日(36.8%)」となりました。 $1\sim3$ 日の比較的期間が短いインターンシップについて 9割近くの学生が参加しやすいと感じているようです

実際に参加した期間について最も印象に残った企業のインターンシップで見ると、「1日(44.0%)」が最も多く、「1週間(22.2%)」「2~3日(20.4%)」と続いています。

仕事体験が人気

最も興味を持つインターンシップ



の内容では、「実際の現場での仕事体験」(37.7%)が4年連続トップとなり、「実際の仕事のシミュレーション」(18.2%)が続きました。

一方、最も印象に残った企業での実際に参加したプログラム内容(複数回答)においては4年連続でグループワーク(56.6%)が最多でした。



労災保険って、どんなもの?

昨日、工場で作業者が大きな ケガをしてしまい、しばらく病院 に入院することになりました。病 院からは、健康保険証は使わず、 労災保険の請求の用紙を提出する よう言われました。このような事 故は初めてなので、労災保険のこ とがよくわかりません。どのよう な給付があるのか教えてください。

病気やケガを治療する際は、私 傷病の場合に適用する「健康保 険」と、業務上や通勤途中の災害によ る傷病に適用する「労災保険」の2つ の保険制度があります。原則として、 労災保険で治療すべき傷病に健康保険 を使うことはできません。

労災保険では、ケガ・病気の治療だけでなく、その後の休業や残った障害に対しても補償をおこないます。健康保険と内容が似ていますが、保険料は事業主が全額負担し、給付も健康保険より手厚いものとなっています。

労災保険は治療費だけではない

労災保険では、治療やその後のケガ などの状態に応じ、下図のような給付 が設けられています。健康保険のよう に「保険証」というものはありません から、その都度、所定の用紙に必要事 項を記載して、給付を請求することに なります。以下、労災保険の給付の概 要を見ていきましょう。

治療や入院は自己負担ゼロ

労災保険では、治療や薬の処方、入院の処置までひととおりを基本的に無料で受けることができます。これを「療養補償給付」といいます。ただし、労災病院や労災保険指定医療機関へ行く必要があり、近くにこうした病院がないなど、やむを得ず労災を扱っていない病院にかかった場合は、一度全額自己負担して後日費用の請求をすることになります。

休業中の賃金補償も

労災保険には、治療のために働けない間の賃金を一部補償する「休業補償給付」があります。休業の4日目から休業1日につき、平均賃金の6割が支給されます。また、この給付にあたっては、さらに平均賃金の2割が上乗せされます(「特別支給金」といいます)。

上乗せ分を含めると、実質8割の賃 金補償がなされることになり、この給 付には税金はかかりません。 なお、休業3日目までについては、 労働基準法の定めにより、会社が休業 補償として平均賃金(3日分)の6割 以上を本人に支払う必要があります。

障害が残ったときは

治療が終わっても、一定の障害が 残った場合、「障害補償給付」として 障害の重さに応じて年金か一時金を受 給できます。

障害は残ったものの、ひとまず治ったことになるため、療養補償給付は終了します(症状が再発した場合などは再開できます)。休業補償給付も「治療のために」という条件から外れるため支給されません。

また、治療開始から1年半経っても 治らず、身体の障害が一定以上ある場 合は、休業補償給付が「傷病補償年金」 に切り替わります。

※障害補償給付や傷病補償年金にも、一定の 特別支給金が同時に支給されます。

復帰・退職後も給付は続く?

被災者の傷病が治癒し、職場復帰すると、療養補償給付、休業補償給付は支給が終了します。障害補償給付を年金で受給している場合は、復帰後も引き続き支給されます。

なお、労災保険の給付は、退職を理由に補償を受ける権利が変わることはありません。あくまで、治ったかどうか・障害があるかどうかを基準に、それまでと同じ給付がおこなわれます。

例えば、休業補償給付を受けている 途中で退職しても、治療のために働け ないことに変わりないため、給付は終 了しません。

	労災給付の概	要	
治る前 療養補償給付 病院で治療を受けるとき		治った後	死 亡
			遺族補償給付(年金・一時金)
		障害補償給付 (年金·一時金)	
		ケガ・病気が治って障害 が一定以上残ったとき	
休業補償給付 治療のため働けず、賃金が 支払われないとき	傷病補償年金 治療開始から1年半たっても治らず、 障害が一定以上あるとき		葬祭料

※その他、介護補償給付や二次健康診断等給付があります。通勤災害にも同様の給付があります。



特定派遣事業者の許可申請、 猶予期間の終了迫る!

当社は、これまで特定労働者 派遣事業をおこなってきましたが、 派遣法が改正され、これからも派 遣事業をおこなっていく場合、許 可の手続きを取るよう労働局から も通知が届いています。これから どうすればよいでしょう?

今後も派遣事業をおこなう場合、猶予期間(平成30年9月29日まで)のうちに許可を得る必要があります。ただし、許可基準として一定の要件を満たす必要があります。猶予期間の終了も近付いているため、早めに準備しておきましょう。

すべて許可制へ

派遣法が改正され、平成27年9月30日より「特定労働者派遣事業」と「一般労働者派遣事業」の区別は廃止され、すべての派遣事業が許可制となりました。特定派遣は無期雇用等の労働者だけを派遣するもので、届出をすれば事業がおこなえました。一方、有期雇用の労働者を派遣できる一般派遣は一定要件を満たし許可を得なければならないため、特定派遣の方が派遣事業に参入しやすいものでした。

施行日の時点で一般派遣を営んでいる事業者は、その許可のまま引き続き派遣事業をおこなえますが、施行日の時点で特定派遣を営んでいる事業者については、そのまま事業をおこなえるのは平成30年9月29日までです。

特定派遣の事業者が引き続き派遣事業をおこなうのであれば、都道府県の 労働局において派遣事業の許可申請の 原則

(基準資産額)「資産の総額」-「負債の総額」=「2,000万円×事業所数」以上 (現預金額) 「1,500万円×事業所数」以上

※資産の総額に繰延資産、営業権は含みません。

244	-	46	
4四		Ŧ	酒

①常時雇用する派遣労働者	暫定措置として当分の間、「基	基準資産額 1,000 万円」
10 人以下	「玛	見預金額 800万円」以上
②常時雇用する派遣労働者	平成 30 年 9 月 29 日まで、「	基準資産額 500 万円」
5人以下	II F	現預金額 400万円」以上

※いずれも中小企業の事業主であって、1つの事業所のみを有する場合。

手続きをおこなう必要があります。

なお、許可申請から実際に許可が下 りるのは、申請月から3ヵ月目の初日 (1日)です。

新たな許可基準

派遣事業の許可を得るには、事業所の面積(20㎡以上)、派遣元責任者の選任、個人情報の適正な管理(一定の面談スペース、施錠できる保管場所等)など、多くの要件があります。これらを事前にしっかりチェックして準備しておく必要があります。たとえば派遣元責任者はあらかじめ所定の講習を受講していなければならないなど、許可申請までに準備すべきことがたくさんありますから、期限ぎりぎりにならないよう早めに準備していきましょう。

さらに今回の派遣法の改正では、許可基準も見直されています。最も注目されるのが「キャリア形成支援制度」を設け実施することです。

「キャリア形成支援制度」とは、「派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画を定めていること」とされ、雇用するすべての派遣労働者を対象とし、有給かつ無償で実施するなど一定の要件に基づきおこなう必要があります。

なお、この教育訓練は、少なくとも 採用後3年間について、派遣労働者一 人当たり毎年おおむね8時間以上実施 しなければなりません。

小規模事業主への暫定措置

許可を得るにあたりポイントとなる のが、事業者の資産状況です。派遣法 では、派遣労働者が不安定な生活にな らないよう派遣事業者の賃金支払い能 力などを見るため、表のとおり一定の 資産があることを要件としています。

これまで、特定派遣の事業者には、 このような基準はなかったため、比較 的中小の事業者も派遣事業をおこなう ことができました。しかし今後、特定 派遣の事業者が新たに許可を得るにあ たっては、この基準を満たせるかどう かがポイントになるでしょう。

特定派遣をおこなう中小事業者は非常に多く、今回の改正では、表のように猶予措置が設けられています。すぐに要件を満たすことができない場合、派遣事業を継続するため、この猶予措置を利用して許可を得ておきましょう。ただし、許可の有効期間は3年(その後5年)です。許可の更新のとき猶予措置が終了していれば、本来の資産基準を満たす必要があります。



割増賃金の計算式は ていねいに規定しよう

今回は、就業規則の賃金に関する規 定のうち、時間外、休日、深夜の労働 に支払う「割増賃金」について見てい きましょう。割増賃金の部分は、非常 にトラブルが多いところです。

なぜトラブルが多いのか

法律の定める割増賃金の計算はなか なか難しいため、正しくできていない 会社が意外に多いと言えます。一方、 経営上の理由から、法律どおりの割増 賃金を支払うことができず、会社が故 意に誤った計算方法をとっている場合 も少なくありません。

最近、「未払い残業代」が社会問題 となっていますが、割増賃金の支払い に誤りがあれば、監督署より是正勧告 を受け、不足していた額の支払いを求 められることになります。

どのような誤りが多いか

割増賃金の計算式を見てみましょ

A 基本給(月給) + 諸手当

× 時間外労働の時間数

月平均所定労働時間

В

う。上の式は、月給制の場合のもので す。1時間当たりの賃金を求め、これ に割増率と時間数を掛けています。

計算式の部分ごとに見ると、誤りが 多いのは、次のようなケースです。

- A 計算に含むべき諸手当の漏れがある
- B 勤務カレンダーを正しく数えていない
- 割増率が法定に満たない
- D 時間外の労働時間数が実際より少ない

もれのない規定を心掛ける

割増賃金の計算を誤らないために、 規定は少しくらいボリュームが多く なってでもていねいに書きましょう。

たとえば、Aの部分は「諸手当」 とだけ書くのではなく、含むべき手当

を具体的に示しておきましょう。

割増賃金の計算は、「通常の労働時 間・労働日」に支払われる賃金をもと に計算します。通常、昼間勤務の人の 「夜勤手当」などは含まれない場合が ありますが、「皆勤手当」は含まれます。

また、「家族手当」「通勤手当」「別 居手当」「子女教育手当」「住宅手当*」 「臨時的な手当」「1ヵ月を超える期間 ごとに支払われる手当」は、除外する ことができます。

※一律同額なものは含めなければなりませ

・・・労務ひとこと

29年 就労条件総合調査」の結果を 成金も新設されています。

公表しました。今回初め て「勤務間インターバル 制度」について調査をお こなっています。

勤務間インターバル制 度とは、1日の勤務終了

時刻から翌日の始業時刻までに一定 時間のインターバル(休息時間)を 設けることで、労働者の睡眠時間や 生活時間を確保しようという制度で

んでおり、昨年から勤務間インター「全くいない」「ほとんどいない」と 厚生労働省は昨年12月、「平成 バル制度を導入した企業に対する助 答えた企業も12.7%存在していま

勤務間インターバルの 導入は進むのか

調査結果によると、勤務終了時刻 から翌日の始業時刻までの間隔が 11 時間以上あいている労働者は「全 員」「ほとんど全員」と答えた企業

す。政府はこの制度の普及に取り組が7割を超えていました。しかし、 す。朝9時始業だとすると、夜10

> 時までに仕事を終える社 員がほとんどいないとい う状況です。

> 勤務間インターバル制 度を導入している企業は 1.4%、導入を予定してい

る企業もわずか 5.1%です。導入し ない理由としてもっとも多かったの は「その制度を知らなかったため」 (40.2%) でした。